

御社の「人材」を「人財」に変えるお手伝いをいたします

office TOKEN

TOKEN 通信

2020/No.4

東京都目黒区原町2-13-2

特定社会保険労務士 田邊 武範  
行政書士

TEL 03-3714-6916 FAX 03-3715-5163

URL . <http://www.office-token-sr.com/>

E-mail . [tanabe@office-token-sr.com](mailto:tanabe@office-token-sr.com)



### ① 今年も暑いです！！ ～「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント～

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、「新しい生活様式」として、一人ひとりが感染防止の3つの基本である①「**身体的距離の確保**」②「**マスクの着用**」③「**手洗いや3密(密集、密接、密閉)を避ける**」等の対策を取り入れた生活様式を実践することが求められています。

今年も暑い夏を迎え、例年よりもいっそう熱中症にもご注意くださいようお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための「新しい生活様式」における熱中症予防のポイントにつきまして **厚生労働省のリーフレット【<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000642298.pdf>】をご参照ください。**

### ② 新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱い

新型コロナウイルス感染症については労働基準法施行規則別表第1の2第6号「**1**」又は「**5**」(※)に該当するものについて労災保険の対象となり、労働基準法施行規則の運用については、**調査により感染経路が特定されなくとも、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合**には、労災保険の対象となるとしております。

「※労働基準法施行規則別表第1の2第6号」

細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病

**「1」** 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患

2～4は省略

**「5」** 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

### ③ 職種ごとに事例を紹介いたします

#### ① 医療従事者等の事例

《考え方》

医師、看護師、介護従事者等の医療従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合は、**業務外で感染したことが明らかな場合を除き**、原則として労災保険給付の対象となります。

#### 事例(1)－「医師」

医師の A さんが診察をした患者に発熱等の症状がみられ、その患者は後日新型コロナウイルスに感染していたことが判明した。

その後、A さんは発熱等の症状が出現し、濃厚接触者として PCR 検査を行ったところ、新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

#### 事例(2)－「看護師」

看護師の B さんは日々多数の患者に対し、問診、採血等の看護業務に従事していたところ頭痛、発熱等の症状が続き PCR 検査で新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

#### 【結果】

労働基準監督署における調査の結果、A さん及び B さんは、**業務外で感染したことが明らかでなかった**ことから、労災保険の対象とされた。

## ② 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定された場合の事例

### 《考え方》

感染源が業務に内在していることが明らかな場合は、労災保険給付の対象となります。

### 事例(3)－「飲食店店員」

飲食店店員の Cさんは、店内での業務に従事していたが、新型コロナウイルス感染者が店舗に来店されたことが確認されたことから PCR 検査を行ったところ、新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

また、労働基準監督署における調査の結果、Cさん以外にも同時期に複数の同僚の感染が確認され、クラスターが発生したと認められた。

### 事例(4)－「建設作業員」

建設作業員の Dさんは、勤務中、同僚と作業車に同乗していたところ、後日、作業車に同乗した同僚から新型コロナウイルス感染が確認された。

Dさんはその後体調不良となり PCR 検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

また、労働基準監督署における調査の結果、Dさんについては当該同僚以外との接触は確認されなかった。

### 【結果】

以上の経過から Cさん及び Dさんは「新型コロナウイルスに感染」、「感染経路が特定」、「感染源が業務に内在していたことが明らか」であると判断されたことから労災保険の対象とされた。

## ③ 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されない場合の事例

### 《考え方》

感染経路が特定されない場合であっても、感染リスクが相対的に高いと考えられる業務に従事し、業務により感染した蓋然性が高いものと認められる場合は、労災保険給付の対象となります。

### 事例(5)－「小売店販売員」

小売店販売員の Eさんは店頭で接客業務に従事していたが、発熱、咳等の症状が出たため、PCR 検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署において調査をしたところ Eさんの 感染経路は特定されなかったが発症前14日間の業務内容については、日々数十人と接客し商品説明等を行っていたことが認められ、感染リスクが相対的に高いと考えられる業務に従事していたものと認められた。

一方、発症前14日間の私生活での外出については、日用品の買い物や散歩などで私生活における感染リスクは低いものと認められた。

また、医学専門家からは接客中の飛沫感染や接触感染が考えられるなど、当該販売員の感染は、業務により感染した蓋然性が高いものと認められるとの意見であった。

### 事例(6)－「タクシー乗務員」

タクシー乗務員の Fさんは、乗客輸送の業務に従事していたが、発熱の症状が出たため、PCR 検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署において調査をしたところ Fさんの 感染経路は特定されなかったが発症前14日間の業務内容については日々数十人の乗客(海外及び県外からの乗客を含む)を輸送する業務を行っていたことが認められ、感染リスクが相対的に高いと考えられる業務に従事していたものと認められた。

一方、発症前14日間の私生活での外出については、日用品の買い物などで私生活における感染リスクは低いものと認められた。

また、医学専門家からは飛沫感染が考えられるなど、当該乗務員の感染は、業務により感染した蓋然性が高いものと認められるとの意見であった。

### 【結果】

以上の経過から Eさん及び Fさんは「新型コロナウイルスに感染」、「感染経路は特定されないが、従事した業務は顧客との近接や接触が多い労働環境下での業務」、「業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因」と判断されたことから労災保険の対象とされた。